

# 消 防 計 画

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 目的

この計画は、消防法第 8 条第 1 項に基づき、放課後等デイサービス アインクラブ（以下「当所」という。）の防火管理について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全及び、被害の軽減を図ることを目的とする。

### 第 2 条 消防計画の適用範囲

この計画は、当所に勤務し、又は出入りするすべての者に適用する。

### 第 3 条 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

- 1 管理権原者は、当所の防火管理業務についてすべての責任を持つものとし、防火管理者を選任し防火管理業務を行わせる。
- 2 防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。
  - ① 消防計画の作成（変更）
  - ② 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
  - ③ 火災予防上の自主検査（第 6 条）の実施と指導監督
  - ④ 防火対象物の法定点検（防火対象物定期点検、消防用設備等点検（第 7 条）の立会い、指導監督
  - ⑤ 火気の使用、取扱いの指導監督、放火防止対策の推進
  - ⑥ 収容人員の適正管理
  - ⑦ 管理権原者に対する提案や報告
  - ⑧ 地震対策
  - ⑨ 防災教育及び訓練
  - ⑩ その他防火管理上必要な業務

## 第2章 予防管理対策

### 第4条 予防管理

日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者は、建物、火気使用器具等の自主検査及び消防用設備等の点検検査に立会い、指導、監督を行う。

### 第5条 自主点検の業務

- 1 自主点検は、建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等について検査を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。
- 2 防火・避難施設、消防用設備等の自主チェックについては、次のとおりとする
  - (1) 種別及び実施時期  
日常点検・・・日1回  
定期点検・・・月1回及び必要な時
  - (2) 担当者は、次のとおりとし、定期点検終了後は、防火管理者に点検表を提出すること。  
日常点検：管理者  
定期点検：管理者

### 第6条 消防用設備等の法定点検

点検資格者等による検査を次のとおり実施しなければならない。

消防用設備等	内 容 (点検の期間)	
	機器点検 (1回/6ヶ月)	総合点検 (1回/年)
消火器	4月、10月	

### 第7条 点検検査結果の記録

防火管理者は、自主点検の結果を記録するとともに、維持台帳に保存する。

## 第3章 火災予防措置

### 第8条 防火管理者への連絡事項

- 1 次の事項を行う者は、防火管理者に事前に連絡し、承認を受けなければならない。
  - ① 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき
  - ② 各種火気使用設備器具を新設又は増設等するとき
  - ③ 危険物等を使用するとき
  - ④ その他防火管理上必要な事項
  
- 2 防火管理者は、前項の申請があった時は、防火管理上支障がない場合に限り承認することができる。

(従業員の遵守事項)

### 第9条 従業員の遵守事項

当所に勤務するすべての者は、日常業務を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 消防用設備等の周辺には、装飾等をせずその機能を阻害しないこと
- ② 火災を発見した場合には、消防機関（119番）に通報するとともに、防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること
- ③ 喫煙は指定した場所で行うこと

### 第10条 火気使用時の遵守事項

火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 火気使用設備器具は、使用前、使用后、必ず点検を行い安全の確認をすること
- ② 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること
- ③ 終了時には、吸いがら等を指定場所へ集めること

## 第4章 自衛消防活動対策

### 第11条 自衛消防の組織と任務分担

自衛消防の組織と任務分担は次のとおりとする。

担当別	任務内容
隊長 (管理者)	自衛消防隊活動時における各隊員に対する指揮、命令を行うとともに、消防隊への情報提供及び避難者の確認を行う。 避難状況の把握を行う。
通報連絡担当 (管理者)	火災の報知、消防機関（119番）への通報、及び消防隊への情報提供にあたる。
避難誘導担当 (児童指導員)	火災の状況を把握し、安全な避難誘導にあたる。
消火担当 (児童指導員)	消火器具等を用い消火作業にあたる。
救護担当 (児童指導員)	負傷者の応急手当等を行う。

### 第12条 避難経路図・避難場所

自衛消防隊長は、人命安全を確保するため、屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、周知徹底しなければならない。

※添付資料1…避難経路

添付資料2…避難場所

## 第5章 地震対策

### 第13条 地震予防措置

防火管理者は、地震時の災害を予防するため第2章に基づく各施設器具の点検検査にあわせて、次の事項を行うこと。

- ① 建物、建物に附属する施設物（看板、窓枠、外壁等及び陳列物件の倒壊、転倒、落下の有無）の検査

### 第14条 警戒宣言発令時の対応

警戒宣言発令時における対応措置

- ① 防火管理者は、警戒宣言が発せられた旨の内容及び直ちに営業を中止することを事業所内の者に伝達する。
- ② 防火管理者は、火気使用禁止及び施設、設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。

### 第15条 地震後の安全措置

地震後、建物、火気使用設備等の点検、検査を行い、その安全を確認後、使用を開始すること。

### 第16条 地震に備えての準備品

地震に備え、次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

- ① 医薬品
- ② 携帯ラジオ
- ③ その他必要なもの

### 第17条 地震時の活動

地震時の活動は、第4章によるほか、次の措置を行う。

- ① 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
- ② 防火管理者は、被害状況を全職員に把握させるとともに必要な事項を指示すること。また、関係防災機関（消防署、市役所）からの情報を積極的に収集すること。
- ③ 広域避難場所への避難開始は、防災機関の避難命令または、自衛消防隊長の命令により行う。

## 第6章 防災教育及び訓練

### 第18条 防災教育の実施時期及びその内容

防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

対象者	実施時期	内 容
全従業員	4月	消防計画の周知徹底 火災予防上の遵守事項 職員各自の任務及び責任の周知徹底 地震対策に関する基本事項 消防設備の使用方法
新入職員	その都度	その他火災予防上必要な事項

### 第19条 訓練の実施時期及びその内容

防火管理者は、次により訓練を実施するものとする。

訓練種別	実施時期	訓 練 内 容
総合訓練	4月 10月	消火、通報、避難誘導の訓練を連携して実施し必要と認める場合は消防機関への指導を要請すること。
部分訓練	消火訓練	4月 10月 消火器具の取扱い要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。
	通報訓練	4月 10月 消防機関（119番）への通報要領及び火災発見時の連絡体制の習熟を図る。
	避難訓練	4月 10月 避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。

附 則

この消防計画は、令和1年 12月 1日から実施する。